

○周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査等に係る事務処理要領

令和4年4月1日施行

周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農地の遊休化は、限られた資源である農地の活用、近隣の農地利用への影響等の観点から好ましくなく、今後の農業振興を図る上からも、その解消を図ることが重要であることから、遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）の農業上の利用の増進を図るため、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定により実施する同法第32条第1項に規定する利用意向調査（農地の農業上の利用の意向についての調査をいう。以下同じ。）その他農地の利用関係の調整の手続について、法令、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第3の3から8までの規定、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領（以下「農地法に係る事務処理要領」という。）第13の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用意向調査の対象)

第2条 農地法第30条の規定に基づく利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により、次に掲げる遊休農地及び遊休農地になるおそれのある農地（農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となる、又は不在となることが確実と認められる農地をいう。以下同じ。）（以下これらを「遊休農地等」という。）で、農地の所有者若しくは所有権者以外の使用収益権を有する者又は所有権若しくは使用収益権を共有し過半の持分を有する所有者（複数の者で過半の持分を有する場合を含む。）（以下これらを「所有者等」という。）に対し、当該農地の利用意向調査を行う。

(1) 遊休農地

ア 農地法第32条第1項第1号に規定する農地 過去1年以上に渡り農作物の

作付けが行われておらず、かつ、今後も農地の所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等をいう。）又は農作物の栽培が行われる見込みがない農地

イ 農地法第 32 条第 1 項第 2 号に規定する農地 農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

(2) 遊休農地になるおそれのある農地 農地法第 33 条第 1 項に規定する農林水産省令で定める農地で、次のいずれかに該当するもの

ア 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 78 条第 1 号に規定する農地 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

(イ) 当該農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したものの

イ 農地法施行規則第 78 条第 2 号に規定する農地 当該農地の所有者等で耕作の事業に従事するものから委員会に対し、当該農地について耕作の継続が困難であり、かつ、農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 32 条第 3 項の規定による公示が必要である旨の申出があったもの

ウ 農地法施行規則第 78 条第 3 号に規定する農地 当該農地に係る農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「中間管理法」という。）第 2 条第 5 項第 1 号に掲げる権利（賃借権又は使用貸借による権利）に限る。）の残存期間が 1 年以下であって、農地中間管理機構（中間管理法第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が過失がなく、当該農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合は、その農地について 2 分の 1 を超える持分を有する者）を確知することができないもの

エ 農地法施行規則第 78 条第 4 号に規定する農地 農地法第 39 条第 1 項の規定による裁定により設定された農地中間管理権（中間管理法第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）の残存期間が 1 年以下であるもの

オ 農地法施行規則第 78 条第 5 号に規定する農地 農地法第 41 条第 2 項の規定により読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が 1 年以下であるもの

(利用意向調査の方法)

第3条 利用意向調査は、農地の所有者等への利用意向調査書（別記様式第1号）及び農地における利用の意向について（別記様式第2号）の送付又は対面による農地の所有者等からの聞き取りにより行う。

(利用意向調査の内容)

第4条 利用意向調査は、農地における利用の意向について、次に掲げる選択肢のどれを選択するのかを確認する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1号の市街化区域と定められた区域以外の農地で、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（中間管理法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う。
- (3) 自ら耕作する。
- (4) その他

2 前項第4号が選択された場合は、意向の具体的内容を確認するものとする。

(利用意向調査内容等の記録)

第5条 委員会は、利用意向調査を行ったときは、その方法が書面か口頭かに関わらず、利用意向調査の結果に基づく対応も含め、その都度、経緯が分かるよう農地台帳（農地法第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

(利用意向調査の結果に基づく対応方針)

第6条 委員会は、利用意向調査により、農地の所有者等の意向を確認後速やかに、当該意思、地域の営農計画等を勘案しつつ、農地の農業上の利用の増進が図られるよう必要なあっせんその他農地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 委員会は、遊休農地及び遊休農地になるおそれのある農地の有効利用を図るために、農地の所有者等に対する必要な指導に努めるものとする。

(あっせん等)

第7条 利用意向調査を行った場合において、当該利用意向調査に係る農地の所有者等が、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思を表明した場合又は農地中間管理事業を利用する意思を表明

した場合で農地中間管理機構との借入協議の結果、農地中間管理機構が受け入れなかった場合は、委員会ほか関係する機関で連携し、あつせん事業その他の事業を活用しながら、地域の農業者、集落法人、企業参入者等への貸付けを促すものとする。

(農地中間管理機構への通知)

第8条 委員会は、利用意向調査を行った場合において、当該利用意向調査に係る農地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内のものに限る。次条において同じ。）の所有者等から、農地中間管理事業を利用する旨の意思表示（第4条第1号を選択）があったものについて、農地法第35条第1項の規定により、速やかに農地中間管理機構に対し、農地法第35条第1項に基づく通知（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 前項以外の場合にあっても、利用意向調査を実施した場合は、その農地の状況について、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うものとする。その際、委員会は、農地中間管理機構に対し、その農地が農地中間管理事業規程（中間管理法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程をいう。以下同じ。）に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合は、その旨を速やかに委員会に通知するよう求めることとする。

(農地中間管理権の取得に関する協議の勧告)

第9条 委員会は、利用意向調査を実施した農地であって、当該農地の所有者等から、その農地の農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明（第4条第2号又は第3号を選択）があったものについては、耕作の再開、農地中間管理機構との借入協議又は権利の設定、移転等が行われたか否かについて、農地の所有者等の意思の表明から6か月経過後速やかに現地を確認するとともに、必要に応じ、農地台帳等により権利の設定その他の状況を確認し、その結果、利用意向調査で表明された意思のとおり農地が利用されていない場合は、現地の確認から1か月以内に、農地法第36条第1項の規定に基づき、当該利用意向調査に係る農地の所有者等に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告書（別記様式第4号）により勧告（以下この条及び次条において「勧告」という。）するものとする。

2 所有者等から意思の表明がない農地については、利用意向調査の発出から6か月

経過後速やかに現地を確認した上で、1か月以内に勧告を実施するものとする。

- 3 利用意向調査に対して、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用を行う意思がない旨の表明があったときは、表明から1か月以内に勧告を実施するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、勧告の対象としない。
 - (1) 当該農地が、農振法第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内にない場合
 - (2) 農地中間管理機構が農地法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を委員会及び農地の所有者等へ通知した場合
 - (3) 当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
 - (4) 第2号に掲げるもののほか、農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があった場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、正当な事由がある場合
- 5 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、勧告があった際に納税猶予の期限が確定することから、納税猶予制度の適正な運用を確保するため、前項の規定にかかわらず、前項各号に該当するものも含めて、第1項から第3項までの規定のいずれかに該当する場合は、必ず勧告を行うものとする。
- 6 委員会は、第1項から第3項までに規定する勧告を行ったときは、農地法第36条第2項に基づき、農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書(別記様式第5号)により農地中間管理機構に通知するものとする。

(勧告の撤回)

第10条 前条第1項から第3項までの規定に規定する勧告を行った後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その時点をもって当該農地に係る勧告を撤回し、その旨を速やかに農地の所有者等及び農地中間管理機構に通知するものとする。

- (1) 日常活動としての農地パトロールその他の見回り行為により、遊休農地又は

遊休農地になるおそれのある農地が解消されたことが確認された場合

- (2) 農地中間管理機構との借入協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借り受けた場合
- (3) 農地法第 39 条に規定する裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合
- (4) 前各号に該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合
(所有者等が分からない場合の対応)

第 11 条 委員会の行った利用状況調査の結果、遊休農地となる農地の所有者等を確認することができないもの又は農地法施行規則第 78 条第 2 号の規定により、その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものから委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 32 条第 3 項の規定による公示が必要である旨を農地法施行規則第 78 条第 2 号に基づく申出書（別記様式第 6 号）により申出があったもの若しくは農地中間管理機構が過失なくその農地の所有者等を確認することができないと委員会へ通知したものについては、次の各号に掲げる調査を行っても利用意向調査の対象となる農地の所有者等（所有者又は所有権以外の使用収益権）が分からない場合（共有農地の場合、過半の持分を有する者の住所が分からないときも含む。）は、農地法第 32 条第 3 項の規定によりその農地の所有者等を確認できない旨等を公示文（別記様式第 7 号）により公示するものとする。この場合において、この農地が数人の共有に係るものであって、かつ、その農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者に公示した旨の通知（別記委様式第 8 号）により通知するものとする。ただし、所有者等を確認できず既に裁定により農地中間管理権が設定されている農地について、裁定以降に、農地法第 41 条第 5 項の規定により供託した補てん金の還付が行われていない場合その他の所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合は、次の各号に掲げる調査をせずに、過失がなくその農地の所有者等を確認することができないものとして扱う。

- (1) 登記所（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項に規定する登記所をいう。以下同じ。）の登記官（同法第 9 条に規定する登記官という。以下同じ。）に対し当該農地の登記事項証明書を請求し、所有権、地上権等の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」という。）の氏名、所在地等を確認する。

- (2) 不確知所有者等の関連情報を保有すると思料される者（当該農地を現に占有する者、農地台帳に記録された事項に基づき当該不確知所有者等の関連情報を有すると思料される者又は当該農地の所有者等であって知っている者）に対し、他の当該農地の所有者等の氏名、住所地等について聞き取りを行う。また、次号により登記名義人等の生死が確認できない場合は、知っている当該農地の所有者等の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行う。
- (3) 第1号において確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求する。このほか、前号で確認された当該農地の所有者等と思料される者についても、当該者が記載されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求する。住所地が明らかである場合は、それをもって代えることができるものとする。
- (4) 登記名義人等の死亡が確認された場合は、登記名義人等の戸籍謄本等を請求し、登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認する。確認した配偶者と子の戸籍の除票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の除票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求し、これらの者の住所の確認を行う。
- (5) 登記名義人等が法人である場合は、登記所の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認する。また、合併により解散した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認する。その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合は、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知所有者等の関連情報の提供を求める。
- (6) 前各号の措置により住所（前号の法人の場合は法人所在地又は役員住所）が判明した当該農地の所有者等と思料される者（以下「不確知共有者等」という。）に対して、所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について（別記様式第9号）を簡易書留により送付し、当該農地の所有者等の特定を行う。住所地が本市内の場合は、訪問により代えることができるが、その際は訪問の記録を残す

こととする。

- 2 前項第6号の所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索についての送付後、2週間経過しても不確知共有者等から返信がない場合は、当該不確知共有者等を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地確認は不要とする。
- 3 その農地について所有権以外の権利に基づき使用又は収益をする者で確知できないものがある場合は、第1項各号と同様の調査を実施する。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第1項の規定による要請に係る探索を行った場合は、第1項各号の調査を行ったものとみなす。

（所有者が確知できない場合の農地利用）

第12条 前条第1項の公示の日から6か月以内に所有者等から、農地法第32条第3項第3号の規定による申出書（別記様式第10号）により農地法第32条第3項第3号の規定による申出がない場合は、農地中間管理機構にその旨を農地法第41条第1項に基づく通知（別記様式第11号）により通知する。

（その他）

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第3条関係。農地における利用の意向について）の様式は、農地法施行規則別記様式（農地における利用の意向について）に、必要な修正を加え準用する。

別記様式第1号（第3条関係。利用意向調査書）、別記様式第3号（第8条関係。農地法第35条第1項に基づく通知）、別記様式第4号（第9条関係。勧告書）、別記様式第5号（第9条関係。農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書）、別記様式第6号（第11条関係。農地法施行規則第78条第2号に基づく申出書）、別記様式第7号（第11条関係。公示文）、別記委様式第8号（第11条関係。公示した旨の通知）、別記様式第9号（第11条関係。所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について）、別記様式第10号（第12条関係。農地法第32条第3項に基づく申出書）及び別記様式第11号（第12条関係。農地法第41条第1項に基づく通知）の様式は、農地法に係る事務処理要領の様式例第13号の1（利用意向調査書）、様式例第13号の7（農地法第35条第1項に基づく通知）、様式例第13号の8（勧告書）、様式例第13号の9（農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書）、様式例第13号の5（農地法施行規則第78条第2号に基づく申出書）、様式例第13号の3-1（公示）、様式例第13号の3-2（公示した旨の通知）、様式例第13号の2（所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について）、様式例第13号の4（農地法第32条第3項に基づく申出書）及び様式例第13号の15（農地法第41条第1項に基づく通知）に、必要な修正を加え準用する。